

渡島総合振興局指名選考方針

この方針は、渡島総合振興局における産業振興部が所管する公共工事及び公共工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）の発注に当たり、渡島総合振興局入札参加者指名選考委員会地域創生部・保健環境部・産業振興部等部会での審議を適正に行うために定めたものです。

1 共通的基本準

発注する工事等に対応する競争入札参加資格を有する者のうち、渡島総合振興局管内を契約履行可能地域としている者から、2に掲げる指名基準により入札の参加者を指名する。

2 指名基準

基本的基準、事業別基準及び指名実績に係る基準を満たす者について、各選定基準により指名競争入札に参加する者の選定（絞り込み等）を行うが、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、指名実績のない者の選定についても配慮する。

なお、選定基準の適用に当たっては、それぞれの工事等の内容に応じて適切に取舍選択し、適用順位を決定する。

基本的基準

（趣旨）

契約の適正な履行を確保するため、指名競争入札に参加する者に必要な基本的事項を具備していることを基準とします。

（内容）

法的適性、技術的適性、経営規模的適性、経営内容の確認

事業別基準

（趣旨）

契約の適正な履行を確保するため、工事の種類、内容に応じた履行能力を有することを基準とします。

（内容）

農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事及び管工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格に対応する等級に格付された者であることが必要ですが、当該工事はその施工上特殊な専門的技術を必要とする場合、その施工上高度な技術を必要とする場合などにあつては、資格者名簿に登載された者、上位等級に格付された者などから指名することができることとしています。

指名実績

（趣旨）

契約の適正な履行を確保するため、一定期間内に道の各発注機関から履行能力があると認められ指名された実績があることを基準とします。

（内容）

過去5年間（前年度から起算して過去5年間）において、北海道農政部、水産林務部又は建設部が所管する工事等に係る指名実績を有する者。

選 定 基 準

履 行 経 験

(趣旨)

契約の適正な履行を確保するため、一定の期間内に一定規模の履行経験があることを基準とします。

(内容)

過去5年間(前年度から起算して過去5年間)における、北海道農政部、水産林務部又は建設部が所管する工事等に係る契約において、当該工事等と同種で、かつ、おおむね同規模の工事等の履行経験を有する者。

選 定 基 準

営 業 地 域

(趣旨)

契約の適正な履行を確保するため、契約の履行場所を中心とした地域において営業所等を有し、当該地域において日常的に事業を営んでいることを基準とします。

(内容)

工事規模、業務内容等に応じ、渡島総合振興局管内、近隣総合振興局又は振興局、道内等の一定地域内において主たる営業所又は営業所を有する者であること。

選 定 基 準

履 行 成 績

(趣旨)

契約の適正な履行を確保するため、同種の工事等の履行成績が他の者より優れていることを基準とします。

(内容)

- 1 同種の工事等施行成績評定の評定点を考慮する。
- 2 工事等内容により、過去5年間(前年度から起算して過去5年間)における同種の工事等施行成績評定の平均評定点が優秀な者。

選 定 基 準

個 別 事 由

(趣旨)

当該入札に参加する者の選定のために、客観的指標として定めたもの(政策的見地から定めるものを含む。)を基準とします。

(内容)

工事等内容に応じ、個別に必要と認められる基準に該当する者。

選 定 基 準

機 会 均 等

(趣旨)

同程度の履行能力を有する事業者間において、受注機会の公平性を確保するため、指名回数等を基準とします(当該基準は、指名回数の単純な平準化を図るものではなく、他の選定基準による絞り込み等を十分考慮した上で、その必要性を検討し選択します。)

(内容)

当該年度等一定期間において、他の者と比較して指名回数が少ない者など。